

に対する回答では、「昭和六十年には八億五千万円ぐらいになる」と担当部長が回答されましたことは、皆さんも御承知と存じます。当時五十四年度分の繰り出しはすでに申されていたはずで、私の調べによりますれば、そのときすでにもう十一億五千八百六十九万九千円が一般会計から下水道会計に繰り出し済みになっていたと思う。にもかかわらず、まだこれから先の昭和六十年に八億五千万円になると回答したことに誤りがないのか。私が調べたのが誤りなのか。これに對して、数字を発表になつておりますので回答をしていただきたい。

今年度——五十五年度の予算計上繰出額は、御承知のように五億五千二百万円。したがってこれを加えると十七億一千六十九万九千円とならうかと私は思います。そこで下水道事業は当初計画の六十年より二年早く完成の予定と説明もされておりますけれども、今後この工事完成までの繰出金はどれくらいとなる見込みか。一般会計からの下水道事業会計への繰出金はどれくらいになる見込みか伺いたい。

部の財政報告でも報じられているように、下水道事業は独立採算制を原則とした事業であるとされていることは御承知のとおりと思います。ここでも

また考えられることは、起債は百億円を超す予定ということからしても一般会計からの下水道事業会計への繰出金等を考えると、税收の伸び悩みや国、都の財政再建政策等をあわせ考えると、まことに寒心に耐えない問題かと思うが、このようなことに對して、市長は財源確保はどう対処していく考えであるか。御承知のように、五十五年度だけの他会計への一般会計からの繰出金、これは下水道事業会計のほかは国保会計へ御承知のように三千五百万円、土地区画整理事業会計に七千万円、計一億五百万円もあることを考え、繰出金のあり方について伺いたい。

このような市財政の内容を考へるならば、安易に当初計画による法で示している総計予算主義に基づいて計上した当初予算に、場当たり式と思われるような補正予算を計上すべきでなく、真に市民、住民に大きな影響を及ぼす市民生活にかかわるもの以外は厳に慎むべきではないかと考えます。

最近、ややもすれば不要不急と思われる内容を持つ事業に對し、補正予算を計上する面が多分に見られる。しかも、同一事業に對して二回、三回と補正するということは、企画も計画もない場当たり式事業と言わざるを得ないこと

のあらわれであると思はるわけであり、市民の税金であり、これが担当職員がじめに、しかも鋭意日々徴収率を上げるよう努力し、職務に尽くしている税務課職員もいることも考えざるべきであり、福生市財政の検討をも怠っていないあらわれではないかと思はるわけであり、古く言葉で恐縮でございますが、「入るを量りて出るを制す」、ことに、いまこそ行財政に特に各種事業の洗い直し等、真剣に取り組むことが福生市財政を守っていくことにならうかと思はるが、市長のお考えを伺いたい。

次に契約関係全般について伺います。

契約についてはその種類、金額等によって異なっているわけですが、この契約の規定は自治法第九十六条、その他、細部については福生市財務規則等によりて行われていると思いますが、物品購入契約はどのような経過をたどって契約締結となるか。その業者選定、指名から契約まで、経過と順序をわかりやすく説明をお願いしたい。

また工事契約について、工期を幾日ぐらゐ過ぎたものに工期延長願ひを出させているか。本年六月から十一月までの六ヶ月間に工事契約締結件数

は、私が調べましたところによりますと百二件となっていると思はるが、この工事について工期延長届が出されたものは何件あったか。

さらに近年児童公園等の植樹の請負工事が多く出ておりますけれども、この植樹に対する保証期限など契約内容も説明されたい。

最近、熊牛地内の市道幹路一三号線の舗装補修工事と五日市線の熊川駅前下水道工事が着工され、右にも左にも道路が、いわゆる奥多摩摩街道に出るにも五日市街道に出るにもどちらにも行けなような道路工事が行われて道路閉鎖がされ、付近住民の迷惑はもとより、交通障害で市の工事の計画が人にふんずかされていゝ。このことは同一地区の工事を同時に施工した結果であり、交通障害を生ずることは子供でもわかる。こうしたことをあえて施工し、住民に多大の迷惑をかけた理由は何か伺いたい。

以上質問いたしますが、質問の中で途中でも申し上げましたけれども、市長に伺いたいと申し上げていることについては、すべて市長からの説明、回答をお願い申し上げます。第一回の質問といたします。

○議長(小林菊三君) 二時まで休憩いたします。

午後一時五十一分 休憩

午後二時二分 開議

○議長(小林菊三君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君) 貫井議員さんの御質問に対してお答えを申し上げます。

大変に大きな問題でございます。私もこのことについては大変に大ざっぱな答えになるかとも思いますけれども、一応お聞き取りをいたしたいというふうに考えっております。

第一点の財政・財務の件についてでございますけれども、一番の関係でございますけれども、この件につきましては大変に御心配をおかけしております。また数的なことで大変に御心配をおかけしておりますけれども、私もアサノポール跡、それから第八小学校の関係、それから大きな問題といたしまして、きょうの質問には出ておりませんけれども、関係議員さんに大変お世話になっております。片舎の土地の関係、それからこれはちやうと違いますが、市債を

含めて市をお預かりしてから九月までの間に、いろいろとこういったことをいかにしたらいいかというふうに、私自身は考えつておたけでございますけれども、九月の定例会等には一応お話を本当はすべきではなかったかというふうに思うわけでございましてけれども、それができなくて貫井議員さんの方からきょうの御質問というふうな御提案等が出されたというふうに思っているわけでございます。

全然違う立場で申し上げて御理解をいただきたいと思うんですが、私も小さな店の経営を長くやっております。こういったことに対して負債とそれから資本的なものというところについてのバランス、こういったことをいつも考え、小さいながらも営業をやつたつもりでございます。そういったことからいたしまして、先ほどの御質問のアサノポールとか第八小学校の一般財源でない、要するに開発に社の手持ちの財源、こういったものを先ほど申し上げたとおり、いさ少し早く気がついて、御質問の前に本当は提案したかったわけでございますけれども、何か議員の皆様と御相談をしまして、アサノポールも第八小学校もそれだけやはりその当時の要求にこたえて、あるいは議員さんの御了解を得て買収したというふうに私も聞いておるわけでございまして、こういった観点から、今後

五十六年度の予算にも関係がござりますし、これから一番先に手をつけていったらいいの、どういふふうに対処していったらいいのかというふうなことを、今後議員の皆さんとも御相談申し上げて、一番これが市民について市民サービスになるのかというこの御相談をしながら今後大きな問題については考えたいと思っております。

それから財政的に非常にこれから窮乏になっていくんではないかというふうな御懸念もござりますけれども、現在のところ、「いまのような財政で行けばもう心配することはないんではないかというふうに思っております。」大変に口幅ったいことでも申しわけないんですけれども、財政のことについてはそれでひとつ聞き取りをいただきますというふうに思っております。

それから国庫支出金と超過負担についてでございますけれども、このことについてお答えをいたします。

地方財政を圧迫する大きな要因に地方超過負担の問題がござります。この解消についてはおのの地方公共団体が政府に働きかけ解消できるようなものではなく、全国的な運動を展開していかねければならないと存じております。

そこで昭和五十五年度に全国知事会、市長会などによる関係六団体で組織している地方自治確立対策協議会が結成され、実態調査をし、問題の所在等を明らかにし、政府に対し完全解消措置を要請してまいりました。その結果、昭和五十五年度において単価差の是正、昭和五十六年度にあつては補助対策対象の拡大、面積基準の改定など一部の改善を得たのでありますが、いずれも金額的には僅少で地方超過負担の実態からしてさめて不十分でございます。その後対策協議会は、政府に対し地方超過負担の実態を詳細に調査し、解消についての要望を重ねてまいりましたが、国の財政状態がさめて硬直した実態の中にあつて、超過負担等の解消の大きな成果は上げるまでにはいってないのが実情でございます。昭和五十五年度にあつても、当市ではこれら関係団体と一体になり、この問題の完全解消に向けて積極的に働きかけてまいっておりますが、今後とも引き続きこの運動には積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、先ほどの小中学校修学旅行等の父母負担軽減についてでございますが、本件につきましては、以前指田議員さんから一般質問がござい

ましたが、物価の上昇が続く厳しい経済状態の中で、小中学校に通学させるという事は、どの家庭におきましても大変な事だと思いますので、この際、保護者の負担をできる限り軽減を図っていくことが望ましいと思っております。したがって、五十六年度より、一部ではございますが、予算措置をしていきたいというふうに考えております。

下水道事業と繰出金についてでございます。

下水道事業につきましては、健康で文化的な市民生活をする上で不可欠の事でござい、部市施設であります。その普及に当たっては御指摘のとおり多額の資金を要する事業であります。したがって市財政に与える影響はまことに大きく、しつかりした財源計画を立てなければならぬと思います。事業はまだまだ計画に従って続くわけでございますが、御指摘の点を十分配慮し、進めたいと思っております。

なお財源確保に当たっては、使用料の値上げも考えられるわけですが、状況からはまだ困難だと思っております。今後とも十分研究していきたいというふうに思います。

それから契約関係でございますけれども、ただいまいろいろ御指摘をいただいたわけでございますけれども、計数的な関係でございますので、部長からこの件については答弁させていただきます。よろしくお聞き取りをいただきたいと思います。

はなはだ簡単でございますが、答弁とさせていただきます。

○十六番(貫井喜代次君) 市長、ちょっと待ってください。

私は先ほど申し上げたように、まだ大切なことを市長から……これは回数に入れてもらっちゃ困る人だけれども、それを念を押しておきますから……公的負債と負債金利をどのように処理していくのか。これはどのようにこの土地を運用していくのかというふうな事。

それからやはり二つ目としては、私は市長に伺いますという事は、これは市長に求める点として、さっきの質問をしたときに全部抜粋してあるんです。そうするとあとは市債ですね。いわゆる、さっき財政に表された七十七億七千万円、それと、だれが見ても潜在負債であると言えろと思います。土地開発公社の十一億四千万円、合わせると九十億円、こういうふうな事。それからさらに五十五年度計画している長期借入金、二十億二千五百万円を含めると、さっき申し上げ

たように百十億円突破する。こういうことに対しての福生の財政から見ても借金財政を見て、先ほど財政は心配ないというので、不当に私も今夜よく眠れると思えますけれども、もういような点がございますので、もういふうなものをひとつさらに考え方、これは職員じゃだめなんです。職員が言っても市の政治は親方である市長の考え方でなければ、職員が、私はこう考えると言っても市長が反対すればこれはどうにもなりません。その点をいま一回ひとつお願いいたします。

それとさっき言った八小の建設費や財源等ももちろん市長としても考えなくては思うんです。そのような大きく分けて三つばかり、あとはもう市長の方から答弁いただいたわけでございますので、これをひとつお願いいたします。時間に入れてもいいけれども、回数に入れなくてくださいよ。

(市長 田村匡雄君登壇)

○市長(田村匡雄君)

まことに申しわけございませんでした。

公社のアサノポール跡とか第八小学校等の金利の問題だと思えますけれども、先ほど申し上げたとおり、こういった大きな問題でございますので、できるだ

け早く皆さんと御相談して一般財源にするように、たとえばアサノポールの問題でございしたならば防衛等の第八条を適用するようになしたしまして、広場にするとか運動公園にするとか、いろいろなことを要するに考えられているわけでございます。

それから第八小学校の建設年次でございますけれども、教育委員会等の考えもございまして、まだ第八小学校は急には建設はいんではないかというようなことも聞いておりますので、そういった問題については教育長の方から一応答弁させていただきますので、よろしく願ひしたいと思います。

それから市債の件でございますけれども、非常に御心配をかけておりますけれども、これは目的がございまして、もちろん御存じのように、市債は受けていろいろわけでございますが、ただ、先ほどちょっと申し上げなかつたんですけれども、積み金とかいろいろ基金がございします。そういったものもある程度活用するということも今後の事業運営について非常に大事ではないかというふうにいま考えられておるわけでございます。

いずれにしても、大きな問題については一番早い時期に私どもの考えがまとまり

次第、皆々と御相談申し上げて、指針を出していただくというふうに
まうてあるわけでございます。

御答弁といたします。

○教育長(森田 猛君) それでは自席からお許しを願ひまして、貫井議員への
第八小学校関係につきまして御答弁申し上げます。

仮称第八小学校につきましては、当初計画した児童数の増加が非常に少
ないわけでございます。したがって、この建設につきましては今後児童数の
増加等を見まして建設しなければならぬと、こういうふうに考えられます。

なお、仮に建設をするということになりますと、どのくらい額がかかるかという
御質問でございますが、一応独立校として考えられますことは、大体用地費
を除きまして建設費が備品、プール、体育館等込みまして約十億円ぐらい
必要ではないかと思われまゝ。その財源でございますけれども、十億円の内訳
でございますけれども、一応補助金が二分の一で五億円になるかと思ひます。残り
の五億円につきましては起債が七五%見込まれるわけでございますが、三億七千
五百万円、残りが一億二千五百万円、これが一般財源に充当するというふうに

なるかと申します。

なお、現在第六小学校に九教室普通教室が充てられていることも指摘され
たわけでございますが、前に、仮に第八小学校を建設開校した場合に、第一
小学校、第三小学校を含めての通学路を考えなければならぬというふうに答
弁されているのではないかと思ひますが、われわれが教育委員会内部でいろいろ
と協議をしている中で、第六小学校、いわゆるこれを避けて通れないんでは
ないかというふうに私も考えられておるわけでございます。

以上のような点が考えられるわけでございますので、最初申し上げましたが、
現在の時点におきましては、建設はいつかということとは、まだ当分建設は必要な
いんじゃないかというふうに考えられますので、市長の補足説明といたします。

○建設部長(内田和雄君) 自席から答弁させていただきます。

ただいまの御質問の中で何点かあったわけですが、まず前回のときに八億五
千万円となるのではないかと、いうようなことでございましたが、この数値につきましては
繰入金につきましては数字はちやんと見当りません。ただ昭和六十一年の公債
費関係を見ますと、大体八億三千八百万円というふうな数字も出ており

ますので、その辺に食い違いがあったんじゃないかというふうに考えます。四十九年から五十四年までの繰入金でございすす、これは十一億五千七百万円になります。

それから今後の問題でございす、繰入金としてはいまの使用料を据え置いてそのまゝ計算をしていった場合でございす、四十九年から昭和六十五年までの繰入金を計算いたしますと、百二十六億七千二百万円前後になるんじゃないかというふうになっております。これは先ほど申し上げたように、現在の使用料がそのまゝだった場合の繰入金でございす。

それからあと二年早く完成というふうな、いまお話もありましたけれども、現在の予定では、確かに一日も早く完成すべきではございす、予定としては六十年完成をめどに進めております。

それからあと幹一―三号線と下水道の熊川駅周辺の問題でございす、また近所の方に御迷惑かけたり、また通勤されてる方等に御迷惑かけたわけですが、一三号線の工事が多少おくれまして、そんな関係で御迷惑をおかけいたしました。その後このようにならうように、われわれも指導と督促をして、できるだけ御迷惑のかからないようにやってみようと思ひま

す。この点おわびを申し上げておきます。

それから植樹についてでございます、保証と申ししようが、一年間あるわけですが、現在公園等に枯れておりますのがあります、これは五十六年一月まであるわけです。やはり木によっては時期がございす。それで現在八種の九本枯れております、それも来年の三月ごろがいい時期ではないかという事で、その時期には必ず植えかえをいたしたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○企画財政部長（生手国利君） それでは私どもの担当の一部につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

先ほど市長から御答弁申し上げたとおり、超過負担につきましては、その運動として内容は五十二年から始めてあるわけですが、その中で最近変わってきた点といたしましては、単価の差というものが非常に問題だと思ふんですが、貫井議員さんにも御承知のとおり、二つの要するに、補助の超過額ですか、この方法があるわけ、まず基準の差、それから対象物の差額、それから単価というふうな、三つに分かれるわけですが、この超過というものにつきましてどれをとるか

いう問題に多少、すだめがあります。たとえば総事業費に對しては、現金が来る、その差額は全部超過負担だということになる場合があります。それからもう一つは国の基準に基いて負担が入ります。その差は、いわゆる超過負担、この二つありましてあります。

私の方で実は昨年九月に、御指摘のあった二億円というふうな超過負担が福生市にはある人ではないかというふうな御意見を申し上げたと思ひますが、これにつきましては、実は前任五日が長い間財政担当してござりましたので、大は、概々志からある程度の市の大つみかところ、二億円程度と申し上げたんじゃないかと思ひます。その根拠としては、五十二年に調査した実態があるわけですが、それらとそれから昨年の十二月四日でしたか、各議員さんに御配付しある、これは超過負担額調べという報告を決算時に出て出されたと思ひますが、その数字を見ますと、この超過負担につきましては事業費、いわゆる事業費総額に對しまして超過負担というものが幾つかあるわけですが、その数字を申し上げますと、一般的なものを除きまして、いわゆる国とそれから東京都から委任された事務だけを合計いたしましたので、その総事業費が二億円ちょっと超して

ております。それからそのときの超過負担は約八千三百万円ぐらいとなつております。これらから推計いたしますと、やはり別な事業費等も入れて約一億円ぐらいになるんじゃないか。五十三年度のいわゆる委任を受けているものだけを超過負担として調べた場合には、そんなふうに一億円ちょっとになります。したがって、委任以外のものを全部総計いたしますと約二億円程度という推計が出たんじゃないかと思ひます。

そのような点で二億円程度と申し上げたんですが、その後、それではそれが増加したかどうかというふうな問題になります。これは御承知のとおり非常に超過負担の調べに對しては、先ほど申しましたとおり、どれをとるかによつて違ひますけれども、一応その調べは相当期間がかりますけれども、仮に昨年の五十二年と五十四年の負担はどうかということだけ幾分か特に大きなものを調べたわけですが、それを参考するまでに申し上げてみたいと思ひます。

たとえば国民年金事務費、これにつきましては総額が印紙の購入費を除きまして、五十二年が総事業費二千七百万円、それから五十四年度が二千九百万円、したがって、これで二百三十万円ばかり伸びておりますけれども、超過

負担の状況を見ますと、率にして五十二年が四八・八％、これが超過負担として持ち出されております。それから五十四年度につきましては四六・七％、したがって幾分超過負担が解消されているということが言えると思います。それからもう一つ地域社会福祉協議会の補助金でございますが、これは金額として一千万円程度でございますが、やはり五十三年度は一千万円ちょっとですが、五十四年度につきましては一千四百七十六万円、これも四百七十五万円ばかりしか伸びておりませんけれども、これらにつきましての負担は、ではどうかというところになりますと、やはり率で見ますと、五十三年度が四五・四％、それから五十四年度につきましては四五・三％、ですから〇・一％下がっているというところは超過負担の解消は一定こういうものにおいてはあると思いますが、その他の事業費、建設費、その他のものについては、まだまだ超過負担というものは相当持ち出しているんじゃないかというふうに思うております。

しかし、財政的からいたしまして、今後先ほどの市債、その他を財政見通しをつけますと、やはりこういう問題につきましても相当の重点を入れて、いわゆる超過負担の解消というものをもちて財政を安定させるということが一番

問題じゃないかと思いますが、われわれも一定ウカいたしまして、超過負担につきましては、担当いたしましたして積極的に進めていくつもりでございます。

以上、私の方の超過負担の内容についての説明を終わりたいと思います。

○総務部長（浅見裕康君）

契約関係につきまして補足説明を申し上げます。

まず第一点の物品購入のいわゆる契約等の経路でございますけれども、まず物品購入向を担当の方からまず起票します。それを契約係に提出を

します。なお財務規則の規定によりまして、五万円以下につきましては各担

当部というようにことに相なっております。それが終わりますから業者選

定に移るわけでございますけれども、中にはメーカー指定という場合がた

びございます。その場合には特命指定になりますので業者も結果的に限

られるというふうなケースがございます。それで業者選定の場合、金額的に

一定工夫をしております。三十万円以内につきましては、指名参加願いが出

ます業者の方から三社適当であろうというものを判断いたしまして指名を行

います。三十万円を超える場合には四社ないし六社を指名しております。な

お、三百万円を超える場合には、指名委員会にかけて、一定指名参加願いを出し